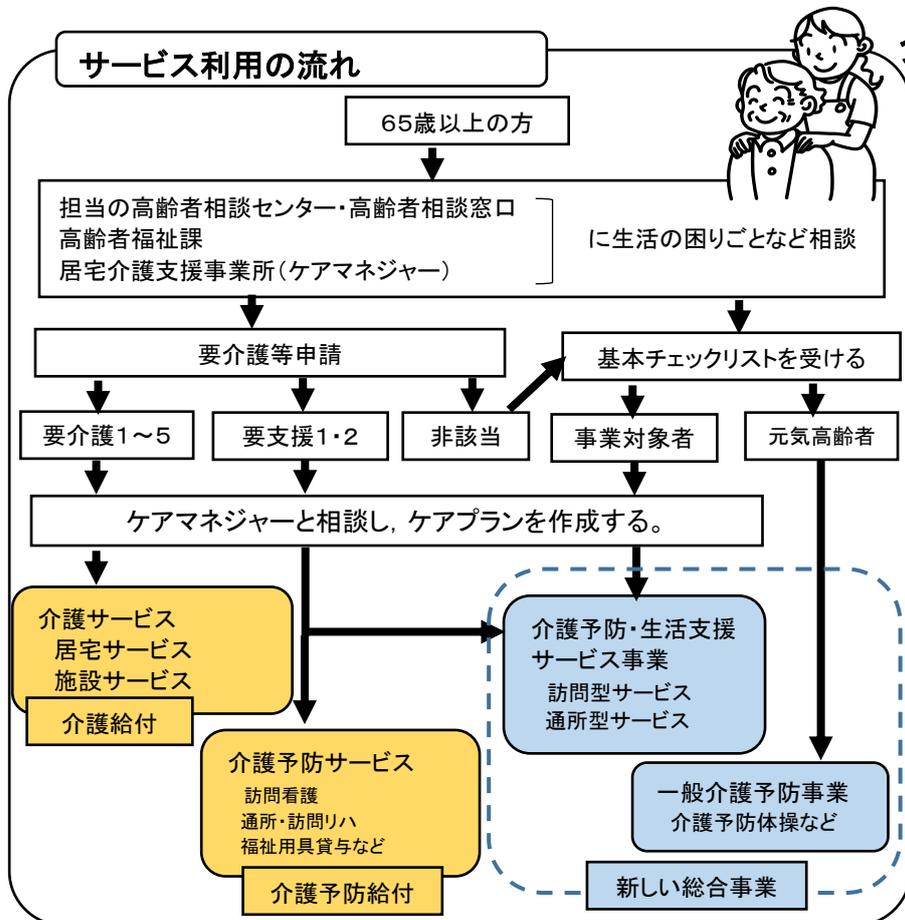
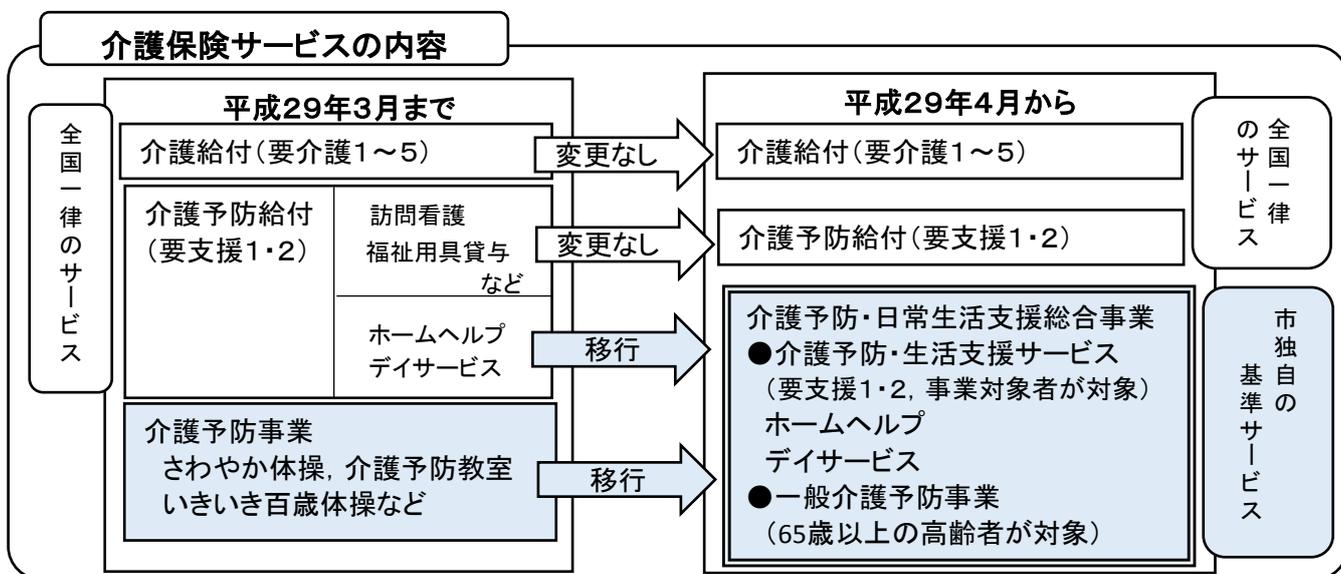


介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

三原市では、平成29年4月から介護保険制度に新たに「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が加わりました。これは、要支援の方に提供されていた全国一律基準のホームヘルプサービス（ヘルパー）とデイサービスが、三原市独自の基準で提供されるサービスへと移行するものです。

新たなサービスには、現行相当サービス（国の基準と同じサービス）だけでなく、緩和した基準のサービスや短期的に集中したサービスなどがあり、利用される方の心身の状態に応じて利用することができます。利用を希望される方は、高齢者福祉課または高齢者相談センター（包括）等へご相談ください。



介護予防・生活支援サービスの内容

訪問型サービス

現行相当サービス

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行うものです。(これまでの介護予防サービスと同様のサービス)

緩和基準型サービス

市が開催する研修を受けた方が、支援が必要な方のごみ出しや買い物など生活援助を行います。(原則上限6か月)

短期集中型サービス

うつなどにより閉じこもりがちな方を対象に、市の保健師または看護師が月に1回程度訪問し生活の助言等を行います。(原則上限6か月)

通所型サービス

現行相当サービス

通所介護施設で、入浴や食事の提供など生活上の支援や機能訓練などを受けられるものです。(これまでの介護予防サービスと同様のサービス)

緩和基準型サービス

通所介護施設で、レクレーションなどの場を提供します。入浴は含まれません。(原則上限6か月)

短期集中型サービス

運動機能の向上や栄養改善などのプログラムを3か月間受けることができます。

お問い合わせ

三原市高齢者福祉課

要介護等認定に関すること 介護保険係 0848-67-6240
総合事業に関すること 地域福祉係 0848-67-6055